

青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令等による「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）の一部改正（平成30年11月29日公布）に伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 改正内容

基準省令では、介護医療院が検体検査を委託する場合の受託者の基準について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）で規定する病院等が委託する場合の受託者の基準を準用しており、本市条例においても同様の規定を設けている。

このたび、医療法施行規則の一部改正により、受託者の基準として、検体検査を行う施設に遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者を配置することなど、検体検査の精度の確保に係る基準が改正されたことから、基準省令において、医療法施行規則を準用している検体検査の受託者の基準について改正が行われたものである。

改正された基準は「参酌すべき基準」であり、本市においては基準省令と異なる基準とするほどの地域的な特殊性が認められないことから、本市条例は、基準省令と同様の改正を行う。

3 施行期日

公布の日

用語について

・ 介護医療院

介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設。

[青森市内施設]

- ・ 介護医療院 石木医院（医療法人 蛸慈会）

・ 検体検査

病院、診療所等の管理者が検体検査（血液、尿・便、細胞等を採取して行う検査）の業務を委託する場合は、医療法の規定により、衛生検査所又は検体検査の適正実施のための基準に適合する病院又は診療所等に委託することとされている。